

別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート（案）

【事業計画の基本情報】

1 申請者

氏名又は名称	合同会社白石越河風力
住所 (法人の場合主たる 事務所の所在地)	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
代表者の氏名 (法人の場合)	代表社員 東北電力株式会社 職務執行者 板井 雅之
主な出資者等	出資者 東北電力株式会社 (100%)

2 地域脱炭素化促進事業等の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）

- ・東北電力グループは2021年に「カーボンニュートラルチャレンジ2050」を策定し、風力を主軸に新たに200万kWの再生可能エネルギー事業の開発目標を掲げている。これまで培ってきた電気事業のノウハウや、地域とともに事業を営んできた強みを生かしながら、責任ある事業主体として再生可能エネルギー事業に取り組んでいくこととしている。
- ・本事業による温室効果ガスの排出削減見込量・・・32,144t-CO₂/年

3 地域脱炭素化促進事業等の実施期間

令和9年（2027年）3月から令和29年（2047年）3月までの計20年間

4 地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

陸上風力発電（発電出力：33,600kW、単機4,200kW×8基）
詳細は添付資料のとおり

5 再エネ発電設備の整備の場所（別表「環境保全に係る基準への適合状況確認表」も併せて作成）

宮城県白石市小原字菖蒲沢1-4外3大字10字69筆
詳細は添付資料のとおり

6 事業資金の金額及びその調達先等

総事業費：約160億円
出資金：1,324,930,201円（東北電力株式会社からの全額出資）
その他については東北電力株式会社から借入金として調達予定

【認定に係る要件と取組の内容】

1 地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

<p>地域の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設周辺の森林に係る間伐作業や搬出作業の効率化に資するような林道の整備（間伐によって木の成長が促進され、CO₂ 吸収量の増大が見込まれる）が望まれている。 ・将来の再エネ普及に向けた環境教育の機会の提供が望まれている。 	<p>左記を踏まえた取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設林道拡幅等の整備や、風力発電設備へのアクセス道路を整備し、林業に資することを目的として地元の方に対し開放することにより、間伐作業等の業務効率化や生産性の向上に資する。 ・環境省による環境教育プログラムの趣旨に合致するような見学会等の機会を積極的に提供する。
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の異議なし。なお、上記のとおり地域の課題解決に確実に取組むこと。 	
<p>適否の判断（※）</p>	

2 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1) 地域の環境の保全のための取組の内容

	現状	再エネ発電設備の設置により予想される影響	その対策（案）
<p>住環境（騒音、振動等（工事期間を含む） ・再エネ発電設備の影、反射光等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(騒音) 風力発電設備から最寄り住宅等までは約 1 km, 学校病院等の特に配慮が必要な施設までは約 1.5 km である。 ・(振動) 国道 113 号線沿いの振動は 43~45dB 程度。 ・(影) 樹木等の植生や建物等の人工物が無い条件でシミュレーションした結果一部の住宅に風車の影がかかる可能性があるが、住宅等の周囲には遮蔽物となる斜面や樹林が存在している状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(騒音) 設備の稼働に伴い、見込まれる騒音の増加分は最大でも +3dB と予想され、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省，平成 29 年）に示される指針値を下回っている。また環境アセスメント準備書段階における住民説明会にて、風車の模擬騒音を参加者に聞いていただいたが、特段の意見はなかった。 ・(振動) 工事期間は車両の通行台数増加により 48~49dB 程度になると予想されるが、第一種区域の要請限度 65dB を下回っている。 ・(影) 一部の住宅への影響は年間 30 時間及び 1 日最大 30 分を超えない見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(騒音) 適切な点検・整備を行い性能維持に努め、騒音の原因となる異音等の発生を低減する。 ・(振動) 工事車両の平準化によりピーク時の台数低減を図る。 ・(影) 周囲には遮蔽物となる斜面や樹林が存在することから影の影響は予想よりも小さくなる見込みであるが、住民より健康への影響等に起因する改善策を要望された場合は、稼働時間の調整等により対応する。

<p>自然環境・動植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(動物) 猛禽類調査は 2 営巣期実施し、特にクマタカの生息が多く確認されている。 ・(植物) 二次林と植林であり、コナラ、アカマツ、スギ、ヒノキが広く分布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(動物) ブレードへの衝突は不確実性を伴うため、バード・バットストライクの可能性はある。 ・(植物) 土地の改変により植生の一部が消失する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(動物) 衝突確率を低減するため、風力発電設備の配置検討を行い、影響を回避又は極力低減した。また、土地の改変面積は最小限にとどめ、影響を抑える。また事後調査を行い、その結果を踏まえて設備の稼働時間を調整するなどの対策を講ずる予定。 ・(植物) 土地の改変面積は最小限にとどめ、影響を抑える。
<p>景観・文化財等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主な眺望点として不伐の森、大萩山公園、白石城等が存在する。人と自然とのふれあいの活動の場として益岡公園、馬牛沼等が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風車が視認される可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境になじみやすいよう彩度を抑えた塗装とするとともに、風車の夜間ライトアップは行わない。
<p>災害（過去の発生状況）等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の台風 19 号による土砂崩れにより国道 113 号線が通行止めとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木の伐採に伴う保水力の低下の可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県防災調整池設置指導要綱に従い開発面積 1ha 当たり 1,100m³の調整池容量を設け、50 年確率の降雨量でも安全に河川に放流できるような調整池を設置し土砂災害を防止する。 ・ヤード造成地等はボーリング調査を行い、安定計算の上、設計・造成を行う。 ・風車輸送に係る林道の一部拡幅に伴う擁壁の設置は、白石市の指導に基づく工法（ジオテキスタイル補強土工法）により施工し土砂災害を防止する。

<p>その他森林が果たしている機能（上記以外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の地元住民は湧水や沢水を水源とした簡易水道を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の土地の改変に伴い、水の濁りや湧水量の減少等の発生可能性は否定できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林（水源かんよう）への風車設置を回避し、森林が有する保水機能の維持に努めた。 ・工事着手前に水質調査を行った上で（2023年実施済）、工事期間中および工事終了後も2年間水質調査を行い、変化の有無を確認する。万が一変化を確認した場合、因果関係を調査し、必要な対策（補償等）を講ずることで地元の理解を得ている。
<p>その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林道からの不法投棄が散見され、山の管理を担う各組合はその処分に苦慮している。 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風車監視用カメラを環境保全を目的とした日常的な監視にも使用可能となるよう、配置検討を進める。
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の異議なし。なお、上記のとおり予想される影響への対策に確実に取組むこと。 			
<p>適否の判断（※）</p>			

（2）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

<p>地域の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や高齢化が進んでおり、地域経済の活性化、地域の活力の再生等が求められている。 	<p>左記を踏まえた取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の一員として地域に寄り添いながら、風力発電事業を円滑に実施するため、白石市や地域住民の皆さまのご意見を踏まえながら地域の課題を解決し、地域の未来を拓く地域貢献策を実施する。（詳細は添付資料のとおり） ・風力発電所の設置を積極的に対外アピールすることにより、訪問者の増加につなげ、地域の認知度アップを図る。 ・地元管理棟を設置し、保守管理要員が駐在する予定である。地域と共存する発電事業者となるべく、イベント等にも積極的に参加し、信頼関係を構築していく中で、諸課題に対応してまいりたい。
---	---

<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の異議なし。なお、上記のとおり地域貢献策等に確実に取組むこと。
<p>適否の判断（※）</p>

3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に発生する発生土は、風力発電設備用地の盛土材として活用し、場外搬出はしない。なお、盛土については、ボーリング調査および安定計算により、安全性を確保した上で実施する。 ・建設リサイクル法に基づきコンクリートくずや木くずは全量リサイクルする。 ・伐採木については、中間処理施設で破碎しリサイクルする。 ・廃プラスチック類は産業廃棄物として適切に処理する。 ・撤去工事の際も建設時と同様、コンクリートくず等はリサイクルし、産業廃棄物は適切に処理する。
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の異議なし。なお、上記のとおり処理等を確実に実施すること。
<p>適否の判断（※）</p>

4 事業終了後の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後は原状に復帰することを基本とする。そのため風車撤去費用を建設工事費の5%程度と見積り、事業期間にわたり売電収入の中から積立てていく。なお、撤去費用の積み立て状況について毎年度白石市に報告するものとする。 ・一方、FIT 売電期間終了後も、この地域の風資源を有効活用しながら CO₂ 排出量削減に寄与し続けるため、風車をリプレースする等により発電事業を継続することも積極的に検討していく。
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の異議なし。なお、上記のとおり事業終了後の原状回復に必要な費用を適切に積立し積立状況を白石市に確実に報告すること。
<p>適否の判断（※）</p>

5 地方公共団体実行計画等への適合状況

<p>以下のとおり、市の各種計画に適合する事業と見做せるものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石市が策定した「第3次白石市環境基本計画」において、再生可能エネルギーの導入促進に向け、景観や生態系の保全等に配慮した再生可能エネルギーの有効利用、導入を検討することとしている。本風力発電事業も環境アセスメント手続きに則り、景観や生態系の保全に配慮することとしている。 ・白石市が策定した「第六次白石市総合計画」において、地球温暖化対策の推進に向け、再生可能エネルギーの有効利用と導入を検討するとともに、CO₂の吸収源となる森林などの緑の保全と創造に努めることとしている。本風力発電事業では風力発電施設周辺の森林に係る間伐作業や搬出作業の

<p>効率化に資するような林道の整備を行い、間伐による木の成長促進および CO₂ 吸収量の増大を図ることとしている。</p>
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の異議なし。
<p>適否の判断（※）</p>

6 促進事業等の円滑かつ確実な実施

<p>① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電設備の設置予定地の各地権者は、「地権者連絡協議会」を設立・構成員となり、健全な事業活動継続への協力を目的として活動し、定期的に事業者とも進捗状況等を情報共有している。各地権者からは土地の利用について書面で同意を得ており、全面的に協力を得ている状況である。 ・連系変電所予定地ならびに積替場所の地権者からも本事業への土地の利用について書面で同意を得ており、一部は既に地上権設定契約を締結済みの地権者もいる。他の地権者からも土地を利用する権利（地上権）を確実に取得することが可能と考えている。
<p>② 再エネ発電設備をいわゆる電力系統に連系する場合（一般送配電事業者等の電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に東北電力ネットワークとの系統連系契約は締結済みである。その後の詳細設計の進展に伴い、連系地点も変更となったため、再度系統連系申込を提出し受理され、技術要件は問題ないことから2024年1月に変更連系契約を締結済みである。
<p>③ 地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか （「7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ）</p>
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の異議なし。引き続き必要な許認可への対応を遺漏なく実施すること。
<p>適否の判断（※）</p>

7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

<p>① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北電力が保有管理する設備と同様、電気設備の技術基準に則り、柵や塀の設置や充電部分との離隔距離の確保、騒音値の管理等、公衆の安全対策に万全を期すこととしている。 ・東北電力は風力発電関係の保守業務を担う会社として東北電力リニューアブルエナジー・サービス（株）を設立しており、本事業でもこの会社に保守業務を委託する予定である。長年にわたる電気設備の保守経験と実績のもと、効率的で実効性のある点検計画を策定し、適切に維持管理していく予定である。
<p>② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画と</p>

なっているか

- ・標識は風雨や降雪、積雪等でも容易に破損しないような材質で製作し、見えやすい場所に設置する計画である。

③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか

関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	第9条第3項 2019年3月25日事業計画認定済。	経済産業省東北経済産業局
国土利用計画法	契約締結の都度提出	白石市都市創造課
防災調整池設置指導要綱	2023年12月4日同意取得済み	宮城県土木部河川課 企画調査班
土壤汚染対策法	第4条（土地の形質の変更）2024年6月届出予定	宮城県仙南保健所環境廃棄物班
都市計画法	第29条（開発許可） 2024年3月確認済（非該当）	宮城県建築宅地課開発防災班
土砂等の埋立て等の規制に関する条例	第7条（埋立許可） 2024年3月確認済（非該当）	宮城県廃棄物対策課 不法投棄対策班
宅地造成及び特定盛土等規制法	第12条（工事の許可） 2024年3月確認済（非該当） （2025年5月に規制区域制定のため、対象であれば要届出）	宮城県建築宅地課開発防災班
工場立地法	第6条第1項（特定工場の新設） 2024年3月確認済（非該当）	白石市都市創造課 スマートインターチェンジ・企業立地推進室
農地法（農地転用申請）	変電所用地 第4条（農地の転用の制限） 2024年6月申請予定。 積替場用地 第4条（農地の転用の制限） 2024年6月申請予定。	白石市農業委員会
森林法（林地開発許可申請）	第10条の2（林地開発許可）2023年12月申請済。	宮城県大河原地方振興事務所林業振興部 森林管理班
森林法（保安林内作業許可）	第34条第1項、第2項（立木の伐採、土地の形質の変更）2024年6月申請予定。	宮城県大河原地方振興事務所林業振興部 森林管理班

森林法（伐採届出）	第 10 条 8(伐採及び伐採後の造林の届出等) 2024 年 6 月申請予定。	白石市農林課
道路法（国道埋設）	第 24 条（工事承認）2024 年 6 月申請予定。 第 32 条（占用許可）2024 年 6 月申請予定。	岩沼国道維持出張所
道路法（県道埋設）	第 24 条（工事承認）2024 年 6 月申請予定。 第 32 条（占用許可）2024 年 6 月申請予定。	宮城県大河原土木事務所行政班
道路法（市道埋設）	第 24 条（工事承認）2024 年 6 月申請予定。 第 32 条（占用許可）2024 年 6 月申請予定。	白石市建設課行政係 兼建築住宅係
河川法	第 24 条（占用許可）2024 年 6 月申請予定。	宮城県大河原土木事務所行政班
文化財保護法	変電所用地 2023 年 8 月 18 日確認済。（非該当） 積替場用地 2023 年 10 月 25 日確認済。（非該当） 林道拡幅部 2023 年 9 月 7 日確認済。（協議）	白石市教育委員会生涯学習課文化財係
公共財産使用許可（白石市）	山林, 道 2024 年 6 月申請予定。	白石市建設課
環境影響評価法	評価書 2024 年 4 月提出予定。	宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班
騒音・振動・悪臭防止法	作業開始 7 日前	白石市市民生活課環境対策係
建築基準法	第 15 条第 1 項（建築工事届出）2024 年 12 月届出予定。	宮城県大河原土木事務所（建築班）
航空法	施行規則 238 条（届出）2025 年 12 月届出予定。	東京航空局保安部航空灯火・電気技術課
電気事業法	工事計画届出 2024 年 6 月届出予定。 保安規程 2024 年 6 月届出予定。 電気主任技術者選任 2024 年 6 月届出予定。	関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課
道路法（輸送路関係）	第 24 条（工事承認）2025 年 12 月申請予定。 第 47 条（特車通行）2025 年 8 月申請予定。	岩沼国道維持出張所 原町維持出張所 相双建設事務所行政班 大河原土木事務所行政班 角田市都市整備課 白石市建設課 仙台海川国道事務所
道路交通法（輸送路関係）	第 56 条 第 57 条（特例申請, 制限等）2025	相馬警察署

	年 12 月申請予定。	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第 10 条第 1 項（届出）2024 年 6 月申請予定。	宮城県大河原土木事務所（建築班）
電波法関係 総務省重要無線 気象庁気象レーダー NHK, 民放各社放送電波	2023 年 10 月確認済み。（影響無） 2023 年 12 月 15 日確認済。（影響無） 2023 年 12 月確認済。（影響無）	総務省 Web による確認。 気象庁観測整備計画課 NHK 財団技術事業本部 システム技術部
景観法	第 56 条, 第 57 条（特例申請, 制限等） 2024 年 3 月確認済（非該当）	白石市都市創造課
消防法	第 11 条 2025 年 4 月申請予定	仙南地域広域行政事務組合消防本部
建設リサイクル法 建設リサイクル法届出書	第 9 条（分別解体実施） 第 16 条（再資源化等） 2024 年 8 月申請予定。	宮城県大河原土木事務所 建築班 廃棄物対策課指導班
労働安全衛生法 （建設工事計画届）	第 88 条第 4 項 2026 年 2 月提出予定。	宮城県大河原労働基準監督署
上記事項に関する協議会の評価（※） ・特段の異議なし。引き続き、許認可取得に向けて所管機関部署と遺漏なく協議を実施すること。		
適否の判断（※）		

8 地域の合意形成等の状況

○地域住民の意見等

本事業の地権者で構成される「地権者連絡協議会」から以下の通り要望が寄せられている。

- ・簡易水道水源及び農業用水への影響を防ぐ措置を行うこと。
- ・騒音・低周波音についての地域住居への影響を防ぐこと。
- ・工事等における防災安全の措置や環境保全を確実にすること。
- ・地域道路は共有路として保全・維持管理を行うこと。
- ・業務用目的と併用できる監視カメラを設置し、日常的な環境保全監視を行い、不法投棄や山火事への早期発見や対処に寄与すること。
- ・台風や豪雨、地震等の被害を受けにくい設計施工を行うこと。
- ・地域自治会・住民と共生のため定期的に懇談会・説明会の場を設け、相互理解・協力体制を醸成していく努力をすること。

- ・地元への工事・メンテナンス業務等の発注機会や地元雇用を創出すること。
- ・中山間地域の過疎化が進んでいることから地域活性化へ貢献していくこと。

事業者として、上記の要望について真摯に受け止め、可能な限り対応していくことで理解を得ている。

また、環境影響評価法に基づき、方法書、準備書および評価書の各段階において、2018年11月、2021年7月および2024年4月に白石市中心部、小原地区、大平地区、斎川地区および越河地区の住民に対して説明会を実施した。それ以外にも2022年12月4日に越河7区の方々に対し事業説明会を実施（8名参加）し、2023年2月5日には越河8区の方々に個別に説明し、事業に対するご理解をいただいた。

なお、以下に記載の自治会へも個別に説明し、地域のご意向に沿って真摯に対応することとしている。

- ・本事業区域の南東部に位置する地域の自治会である斎川原29人組より、大雨に対して決して土砂災害を起こさないこと、発電機の火災対策を万全にすること等の要望や、低周波音の健康被害の懸念等が提示されたが、2022年12月26日に個別に説明会を実施（12名参加）し、事業に対して皆さまよりご理解を頂いている。

- ・連系用変電所建設予定地の地域の自治会である越河9区の方々に、2023年8月18日に個別に事業説明会を実施（13名参加）した。電磁界の健康への影響や騒音に関する質問が出されたが、丁寧に説明し、風力事業ならびに連系変電所の建設について同意を得ている。なおその際に出された意見は工事の際に反映することとしている。

上記事項に関する協議会の評価（※）

- ・特段の異議なし。なお、これまでに寄せられた要望や意見に対しては真摯に対応するとともに、風車建設後も地域住民から騒音、土砂流出等の相談や通報が寄せられた場合は速やかに対応する等、地域住民の声に耳を傾け、地域共生に努めること。

適否の判断（※）

9 総合判定（※）

適否の判断

その理由等

(別表) 環境保全に係る基準への適合状況確認表 (環境省マニュアル3-4-1より転記)

(1) 国が定める環境保全に係る基準 (促進区域設定に係る環境省令) への適合状況等

基準	適合状況等
①促進区域に含めない区域	
(ア) 国指定原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 (県内該当なし)	
(イ) 国立公園、国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第一種特別地域	該当なし。
(ウ) 国指定鳥獣保護区の特別保護地区	該当なし。
(エ) 生息地等保護区の管理地区 (県内該当なし)	
②指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域 ※宮城県では、「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」の一部を、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略において都道府県基準 (除外区域) としています。	
(オ) 生息地等保護区の監視地区 (県内該当なし)	
③環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項	
(カ) 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	環境アセスメントにおいて、評価済み。影響は小さく、さらに改変面積の縮小に努めることで影響をさらに低減することとした。またクマタカの衝突確率が比較的高い風車については設置を回避した。
(キ) 騒音その他生活への支障	環境アセスメントにおいて、評価済み。風車稼働に伴う騒音の増加は最大+3dbと予想され、指針値を下回っている予測結果である。

(2) 都道府県基準への適合状況等

基準	適合状況等
促進区域に含めない区域	
(ア) 国立公園・国定公園・県立公園の特別地域	該当なし。
(イ) 砂防指定地	該当なし。
(ウ) 地すべり防止地区	該当なし。
(エ) 急傾斜地崩壊危険区域	該当なし。

(オ) 土砂災害特別警戒区域	該当なし。
(カ) 保安林	風車設置場所は該当なし。 ただし、林道拡幅箇所が一部該当するため、保安林内作業許可を得た上で対応する。
(キ) 県指定鳥獣保護区の特別保護地区	該当なし。
(ク) 県指定自然環境保全地域の特別地区	該当なし。
(ケ) 水道水源特定保全地域	該当なし。

(3) その他市町村が考慮すべき事項

※市町村において、適宜、項目の追加・削除を行って差し支えありません。

基準	考慮の内容
①環境保全の観点から考慮することが望ましい事項	
①-1 世界自然遺産（県内なし）	
①-2 ラムサール条約湿地	該当なし。
①-3 国指定鳥獣保護区	該当なし。
①-4 環境省レッドリスト・県レッドリスト掲載種	該当あり（クマタカ、コウモリ等）。 改変面積を極力小さくし夜間ライトアップ等行わないことで影響を低減する。
①-5 生物多様性保全上重要な里山地区（重要里地里山）	該当なし。
①-6 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	該当なし。
①-7 生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）	該当なし。
①-8 自然再生の対象となる区域	該当なし。
①-9 保護林、緑の回廊（国有林野）	該当なし。
①-10 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法）	該当なし。
①-11 風致地区（都市計画法）	該当なし。

①-12 特別緑地保全地区（都市緑地法）	該当なし。
①-13 歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）（県内なし）	
①-14 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）（県内なし）	
①-15 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）	白石城からの眺望については、蔵王連峰の景観に風車が重ならないように配慮し配置を選定した。
② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項	
②-1 河川区域（河川法）	自営線が上空横断する個所があるため、河川占用許可を得て対応する。
②-2 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	該当なし。
②-3 保安林のうち航行目標保安林（森林法） （県基準において促進区域から除外する区域としているもの）	
②-4 保安林予定森林等（森林法）	該当なし。
②-5 世界文化遺産（世界遺産条約）（県内なし）	
②-6 優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再エネ法）	該当なし。
②-7 港湾（港湾法）	該当なし。
②-8 航空施設（航空法）	該当なし。
②-9 気象レーダー	該当なし。
②-10 防衛施設	該当なし。
②11-11 文化財＜史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの＞（文化財保護法）	該当なし。

※国が定める環境保全に係る基準等のうち、各規制区域等に関しては環境省の環境アセスメントデータベース等で確認してください。[\(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/\)](https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)